

## 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：三重県

### 1 地域活性化総合特別区域の名称

みえライフイノベーション総合特区

### 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的・社会的效果

#### ① 総合特区の目指す目標

三重県内の地域医療連携体制や中小企業等のものづくり技術を基盤として、患者等の医療情報を収集・分析する統合型医療情報データベースや、医療・福祉現場と企業との間をマッチングし、製品開発や販路開拓支援などのコーディネートを行う拠点「みえライフイノベーションプラットホーム」の更なる活用の推進、ヘルスケア分野のデータ、デジタル技術を活用した実証、研究開発、規制緩和措置により、画期的な医薬品や医療機器、生活支援機器などの福祉機器、健康づくりに資する機器、高機能食品など、予防や健康づくりに向けた取組に注力しながら、ヘルスケア分野の製品・サービスを創出するとともに、企業や研究機関の立地、県内への研究開発資金の投入、雇用の拡大等によって、ヘルスケア産業の振興を通じた県内経済の活性化を生み出し、健康寿命の延伸を通じた県民のQOL向上、医療・福祉現場の課題解決やライフイノベーションに寄与する地域になることを目指す。

解説：

#### 【みえライフイノベーションプラットホーム】

みえライフイノベーションプラットホームは、画期的な医薬品、医療機器などヘルスケア分野の製品・サービスの創出をめざして、医療・福祉現場のニーズ収集や企業とのマッチング、製品開発に対する技術的助言、販路開拓支援などを行う研究開発支援プラットホームであり、みえライフイノベーション推進センター（Mie Life Innovation Promotion Center、略称：MieLIP）の中央センターである「MieLIPセントラル」と県内6地域拠点である「MieLIP鈴鹿、津、伊賀、多気、鳥羽、尾鷲」で構成する。

#### 【三重県内の地域医療連携体制】

三重県には、県内各地域において切れ目のない医療を提供するため、三重大学医学部附属病院を中心に県内全域の医療機関や医師会等との間で様々な地域医療連携体制が構築されており、この連携を基盤として、医療におけるデジタル化を推進する体制の構築など、産業への活用も進められている。

#### ●三重医療安心ネットワーク

事務局：三重県地域医療連携連絡協議会（三重大学医学部附属病院がんセンター）

参加医療機関：18施設（開示系）、294施設（参照系）

内容：県内のがん診療連携拠点病院等（三重大学医学部附属病院、三重中央医療センター等）

とその他医療機関がID-Linkという仕組みを使うことによって、地域に分散した診療情報を統合し、インターネット回線を用いて共有する。これによって重複した薬の処方、検査を防ぐことで患者の負担を軽減し、がんをはじめとする地域連携クリティカルパスの円滑な運用及び県内での安心・安全かつ切れ目のない医療の提供を実現するものである。

#### ●遠隔画像診断ネットワーク

事務局：特定非営利活動法人三重画像診断支援機構（三重大学）

参加医療機関：30施設

読影件数：年間 78,000件

内容：遠隔画像診断とは、CT、MRI、核医学検査等の画像を離れた医師に送信し、遠隔地で観察して診断レポートを作成したり、治療に対する助言を行ったりするもので遠隔医療の一分野である。近年では、画像診断の件数は増加しているだけでなく、検査内容も高度化しているが、放射線科医師の数は頭打ちの傾向にあり、画像診断の需給ギャップが顕著になっている。これらを解決するため、高速・安全なネットワークで医療機関と画像診断専門医を結び、画像診断を迅速かつ効率的に行うことで医療の質の向上を図ろうとするものである。

#### ●三重大学医学部附属病院認知症センター

事務局：三重大学

内容：三重県における認知症疾患に対する保健医療水準の向上を図るとともに、認知症医療等の連携の拠点としての役割を果たすため、平成25年9月に開設した。同センターは、認知症の早期診断・治療を行うのみでなく、医療と介護の垣根を取り払い、多職種協働型の作業を通してお互いに顔の見える関係を構築することとしており、基幹型認知症疾患医療センターである三重大学医学部附属病院を中心に、地域型及び連携型認知症疾患医療センターの県内医療機関と連携した認知症診療ネットワークの構築とその支援等を行っている。

## ② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：ヘルスケア分野におけるデータ、デジタル技術を活用した取組

旧数値目標(1)：統合型医療情報データベースを活用した製薬企業等との共同研究契約の締結

数（累計）	3件（令和29年度～令和2年度累計）
-------	--------------------

新数値目標(1)：ヘルスケア分野におけるデータ、デジタル技術を活用した実証、研究開発件

数（累計）	10件（令和4年度～令和8年度累計）
-------	--------------------

評価指標(2)：ヘルスケア分野の製品・サービスの増加

数値目標(2)：MieLIPを活用して製品化されたヘルスケア分野の製品・サービス数（累計）

41件（平成29年度～令和2年度）
-------------------

→①疾病・医療・介護領域	30件（令和4年度～令和8年度）
--------------	------------------

→②予防・健康領域	30件（令和4年度～令和8年度）
-----------	------------------

評価指標(3)：ヘルスケア産業の振興

数値目標(3)-①：ヘルスケア分野の製品・サービスの創出に伴う新市場開拓規模

656百万円（令和2年度） → 701百万円（令和8年度）

数値目標(3)-②：ヘルスケア分野の製品・サービスの創出に伴う新規雇用創出数

59人（令和2年度） → 68人（令和8年度）

評価指標(4)：ヘルスケア分野企業（第2創業含む）及び研究機関の立地件数（累計）

数値目標(4)：113件（平成24年度～令和2年度）→ 191件（平成24年度～令和8年度累計）

### 3 特定地域活性化事業の名称

県内医療機関の医療情報を収集・分析する統合型医療情報データベースの活用や、医療・福祉現場と企業との間をマッチングし、製品開発や販路開拓支援などのコーディネートを行う拠点「みえライフノベーションプラットホーム」の更なる活用の推進、ヘルスケア分野のデータ、デジタル技術を活用した実証、研究開発により、画期的な医薬品や医療機器、生活支援機器などの福祉機器、健康づくりに資する機器、高機能食品など、予防や健康づくりに向けた取組に注力しながら、ヘルスケア分野の製品・サービスを創出するとともに、企業や研究機関の立地、県内への研究開発資金の投入、雇用の拡大等により、県内経済の活性化を生み出し、健康寿命の延伸を通じた県民のQOL向上やライフノベーションに寄与する地域になることを目指すため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、統合型医療情報データベースを活用した共同研究や臨床研究の推進、「みえライフノベーション推進センター(MieLIP)」を核とした画期的な医薬品等の開発や地域色豊かな製品の開発促進に係る取組を行っていく。

① みえライフノベーション研究開発推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙2-4）

② みえライフノベーション連携推進事業

### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

#### i) 一般地域活性化事業について

なし

#### ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

・「医薬品の範囲に関する基準」に規定する「医薬品的な形状の解釈」において、提示したアンプル様の容器に入った食品について、薬機法による規制の対象外とされた。

### 5 構造改革特区法の特定事業の名称

構造改革特区の規制の特例措置に係る活用予定なし

## 別紙2－4 <地域活性化総合特区支援利子補給金> 【1／1】

### 1 特定地域活性化事業の名称

みえライフイノベーション研究開発推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

### 2 当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第7条に規定する金融機関に該当し、当該特区の地域協議会の構成員である金融機関

※ 地域協議会の構成員（最新）は、本特区のウェブサイトに掲載し特定する。

※ 措置にあたっては、別途、法第56条第1項により指定を受ける。

### 3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

#### a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、MieLIPセントラル及び6地域拠点を活用した研究並びに製品開発を支援する「みえライフイノベーション研究開発推進事業」に関する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

この地域で取り組まれる開発案件が結実することで、研究開発拠点として認知され、先駆的な統合型医療情報データベースの存在と相俟って、国内外の企業や研究機関の県内への立地の動機づけとなり、研究開発投資を呼び込むことも可能となる。研究開発の推進により、革新的な製品・サービスの創出につながり、医療・福祉現場や企業のビジネスモデルの変革、事業活動における課題解決・生産性向上にも寄与することから、当該総合特区の政策課題及びその解決策とも整合している。

#### b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

## 別紙2－8 <地域において講ずる措置>

### 1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

#### 【税制優遇制度】

- ・三重県過疎地域における県税の特例（課税免除）
- ・三重県半島振興対策実施地域における県税の特例（不均一課税）
- ・三重県離島振興対策実施地域における県税の特例（課税免除）
- ・三重県地方活力向上地域における県税の特例（不均一課税）（課税免除）

#### 【補助・助成制度】

- ・中小企業高付加価値化投資促進事業補助金  
(平成24年度から措置 / 令和4年度予算額100,955千円)
- ・三重県介護ロボット導入支援事業  
(平成29年度から措置 / 令和4年度予算額297,501千円)
- ・三重県I C T導入支援事業  
(令和元年度から措置 / 令和4年度予算額100,087千円)
- ・三重とこわか健康経営促進補助金  
(令和2年度から措置 / 令和4年度予算額6,000千円)

#### 【企業立地促進補助制度】

- ・成長産業立地補助金（平成25年度から措置）
- ・マザーワーク場型拠点立地補助金（平成25年度から措置）
- ・スマート工場立地補助金（令和元年度から措置）
- ・研究開発施設等立地補助金（平成19年度から措置）
- ・地域資源活用型産業等立地補助金（平成19年度から措置）
- ・サービス産業立地補助金（平成25年度から措置）
- ・外資系企業アジア拠点立地補助金（平成25年度から措置）
- ・本社機能移転促進補助金（平成27年度から措置）

※企業立地促進補助制度では、一定期間に設備投資額や雇用者数を積み上げることによって補助要件を満たせば、補助金の申請が可能となる「マイレージ制度」を設けている。

#### 【融資制度】

中小企業融資制度自体は、昭和38年度からの措置だが、個々のメニューの始期は異なる。

- ・小規模事業資金  
(令和4年度予算額35,741千円)
- ・創業・再挑戦アシスト支援資金（創業・再挑戦アシスト借換資金を含む）  
(令和4年度予算額45,376千円)
- ・環境対策促進資金  
(令和4年度予算額246千円)
- ・防災・減災対策支援資金

(令和4年度予算額822千円)

- ・セーフティネット資金

(令和4年度予算額552,940千円)

- ・リフレッシュ資金

(令和4年度予算額237千円)

- ・再チャレンジサポート資金

(令和4年度予算額1,225千円)

- ・経営革新資金

(令和4年度予算額2,393千円)

- ・みえ経営向上支援資金

(令和4年度予算額1,633千円)

- ・事業承継支援資金

(令和4年度予算額1,038千円)

- ・事業承継フォロー資金

(令和4年度予算額6,440千円)

- ・働き方改革支援資金

(令和4年度予算額703千円)

- ・新型コロナ克服設備等投資支援資金

(令和4年度予算額67,328千円)

- ・DX・脱炭素投資促進資金

(令和4年度予算額1,100千円)

**【貸付制度】**

- ・中小企業高度化資金貸付制度

(令和4年度予算額16,368千円)

## 2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・地域未来投資促進法に基づく三重県基本計画に指定している産業に対する支援措置（県内29市町及び県で基本計画策定済み。）
- ・地域未来投資促進法に基づく三重県基本計画に基づき承認を受けた事業を、松阪市、桑名市及び木曽岬町内で実施する場合、承認事業で取得する資産の市町固定資産税を減免
- ・松阪市及び桑名市の一部工業団地において、緑地面積率等の特例措置を適用

## 3. 地方公共団体等における体制の強化

○ みえメディカルバレー構想

三重県は「地域資源を有効に活用し、競争力のある医療・健康・福祉産業の振興に取り組み、活力ある地域づくりと県民の健康と福祉の向上をめざす」ことを基本理念に平成14年2

月に「みえメディカルバレー構想」を策定し、同年4月からみえメディカルバレープロジェクトとして、さまざまな事業を産学官民で計画的に実施してきた。

#### 平成14年 みえメディカルバレー構想の策定

平成14～19年度 第1期実施計画「立ち上げ期」の実施

平成20～22年度 第2期実施計画「基盤整備期」の実施

平成24～27年度 第3期実施計画「成長期」の実施

平成28～31年度 第4期実施計画「開花期」の実施

令和2年度～ 「みえヘルスケインダストリー5.0」の実施

また、企業等からの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する相談や製品化・企業立地等に関する支援に対して迅速に対応するため、医薬品等の産業振興担当を健康福祉部（現、医療保健部）内に配置し、同法担当と連携を図ってきた。

平成25年4月には健康福祉部内にライフイノベーション課を設置し、体制を強化した。令和3年4月には、「薬務感染症対策課」の薬事班と「ライフイノベーション課」を再編・統合し、新たに「薬務課」を設置することにより、医薬品等の安全確保に関する取組と、産学官民の連携によるライフイノベーションの取組を一体的に推進することができる効率的・効果的な執行体制とした。

#### ○ 県内支援機関

平成13年4月 医薬品研究センターを県科学技術振興センター工業研究部（現 県工業研究所）内に設置

平成14年2月 株式会社三重ティーエルオーが三重大学内に設立

平成14年4月 メディカルバレー推進グループを県健康福祉部内に設置

平成14年10月 みえテクノエイドセンターを県身体障害者総合福祉センター内に設置

平成15年11月 特定非営利活動法人みえ治験医療ネットが設立

平成26年10月 医療機器開発支援ネットワークの地域支援機関として、三重県ライフイノベーション課と公益財団法人三重県産業支援センターを登録

#### ○ 大学関係

平成15年4月 三重大学生命科学研究支援センターを設置

平成16年3月 三重大学キャンパスインキュベータを設置

平成16年4月 三重大学創造開発研究センター・知財総括室を設置

平成18年2月 三重大学臨床研究開発センターを設置

平成19年4月 四日市看護医療大学の開学

平成19年6月 三重大学と鈴鹿医療科学大学が包括的連携に関する協定を締結

平成20年4月 鈴鹿医療科学大学が薬学部を開設

平成21年4月 三重大学大学院地域イノベーション学研究科を開講  
三重大学産学官伊賀研究拠点（産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」）を開設

	三重大学社会連携研究センターを開設（創造開発研究センター・知財統括室を改編）
平成23年4月	三重大学地域戦略センターを設置
平成24年10月	鈴鹿医療科学大学社会連携研究センターを設置
平成25年9月	みえライフイノベーション推進センター（MieLIP）を県内7箇所に開設
平成26年4月	鈴鹿医療科学大学が看護学部を開設
平成28年11月	三重大学地域イノベーション推進機構を設置（生命科学研究支援センター、社会連携研究センター、知財統括室を改編） 三重大学伊賀サテライト、東紀州サテライトを設置
平成29年4月	三重大学伊勢志摩サテライトを設置
平成30年2月	鈴鹿医療科学大学と鈴鹿工業高等専門学校との「SUMSとNITSにおける学術研究交流に関する協定」締結
平成30年4月	三重大学地域創生戦略企画室を設置（地域戦略センターを改編）
平成31年2月	三重大学北勢サテライトを設置
令和3年4月	鈴鹿医療科学大学医用工学部に医療健康データサイエンス学科を開設 鈴鹿医療科学大学附属桜の森病院を白子キャンパス内に開院

#### ○民間関係

- ・三重県内の医薬品・化粧品・医療機器製造企業等が参加している「三重県薬事工業会」において、人材育成に向けた研修会や業界動向に関する情報共有等が行われている。
- ・三重県内の中小企業等が有する高いものづくり技術をヘルスケア産業に活用するため、同産業への参入に意欲・関心がある企業等による「みえ医療・福祉機器ものづくりネットワーク」が組織され、医療・福祉現場ニーズとのマッチング等を行っている。
- ・国の指定高度管理医療機器等の認証を行う登録認証機関が県内にあり、医療機器の迅速な製品化に向けて連携を図っている。
- ・三重県内の食関連事業者等が参加する「三重県農林水産物・食品輸出促進協議会」において、商談機会の創出、貿易実務支援など、県産品の輸出拡大に向けた取組が行われている。
- ・食に携わる産学官で構成する「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」において、食関連産業の将来を担う人材の確保、新たな価値創出を担う人材の育成等の取組が行われている。

#### 4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- メディカルバレー産官学民連携事業費（令和4年度予算額 662千円）
 

特区取組に対する評価・検証を行うとともに、社会情勢や取組状況に応じて見直しを実施するため、みえライフイノベーション総合特区地域協議会等を開催する。

また、取組に関連する情報収集及び発信を行う。
- みえライフイノベーション総合特区促進プロジェクト事業費（令和4年度予算額 11,027千円）

ヘルスケア分野の製品・サービスを創出するため、企業訪問活動やセミナー開催、医療・福祉現場ニーズと事業者シーズとのマッチング、製品開発のための技術的助言、県内医療機関・福祉施設での実証実験や臨床試験実施による製品・サービスのブラッシュアップ、市場開拓等の支援を実施する。

## 別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	みえライフイノベーション総合特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成24年2月1日
地域協議会の構成員	<p>【大学等】 三重大学、鈴鹿医療科学大学、三重県立看護大学、四日市大学、四日市看護医療大学、鈴鹿大学、皇學館大学、鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校</p> <p>【団体・企業】 公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、社団法人三重県薬剤師会、公益社団法人三重県看護協会、一般社団法人三重県作業療法士会、三重県薬事工業会、辻製油株式会社、株式会社三重ティーエルオー、公益財団法人三重県産業支援センター</p> <p>【金融機関】 株式会社百五銀行、株式会社三十三銀行、株式会社商工組合中央金庫、桑名三重信用金庫、北伊勢上野信用金庫、紀北信用金庫、株式会社滋賀銀行</p> <p>【行政】 三重県、津市、鈴鹿市、伊賀市、鳥羽市、尾鷲市、多気町、中部経済産業局</p>
協議を行った日	<p>(第1回) 平成24年2月1日 協議会を開催</p> <p>(第2回) 平成24年3月12日 持ち回りで協議</p> <p>(第3回) 平成24年8月7日 協議会を開催</p> <p>(第4回) 平成24年10月15日 持ち回りで協議</p> <p>(第5回) 平成25年3月28日 協議会を開催</p> <p>(第6回) 平成25年6月28日 持ち回りで協議</p> <p>(第7回) 平成25年10月21日 協議会を開催</p> <p>(第8回) 平成26年3月28日 協議会を開催</p> <p>(第9回) 平成26年10月31日 協議会を開催</p>

	<p>(第10回) 平成27年3月19日 协議会を開催</p> <p>(第11回) 平成27年9月7日 协議会を開催</p> <p>(第12回) 平成28年3月29日 协議会を開催</p> <p>(第13回) 平成28年9月9日 协議会を開催</p> <p>(第14回) 平成29年2月6日 持ち回りで協議</p> <p>(第15回) 平成29年9月5日 协議会を開催</p> <p>(第16回) 平成30年3月27日 协議会を開催</p> <p>(第17回) 平成30年12月17日 协議会を開催</p> <p>(第18回) 平成31年3月6日 协議会を開催</p> <p>(第19回) 令和元年9月9日 协議会を開催</p> <p>(第20回) 令和2年9月14日 协議会を開催</p> <p>(第21回) 令和3年3月15日 协議会を開催</p> <p>(第22回) 令和3年6月17日 协議会を開催（書面）</p> <p>(第23回) 令和3年8月20日 协議会を開催</p> <p>(第24回) 令和3年12月24日 协議会を開催（書面）</p>
協議会の意見の概要	<p>(第1回)</p> <p>(1) 県内の様々な医療情報を匿名化したデータとして統合した医療情報データベースを整備することだが、個人情報保護の観点から、データ提供者から了解を得る必要はないか。</p> <p>(2) みえライフイノベーション総合特区は産業振興が中心の提案である。医療に偏らず、新しい産業の創出に向け、シーズからはじまり新たな製品開</p>

	<p>発に結びつくプロセスをこの総合特区の提案に盛り込むことが必要である。</p> <p>(3) ライフサイエンスというと医療や健康分野に限定されがちである。少し見方を変え、例えば観光の歴史という視点から考えても伝統薬の創出などが過去にある。広い視点で考えることにより、そこにも新たな産業が生まれるのではないか。</p> <p>(4) ライフイノベーション総合特区の中で東アジア戦略も考えるなど工夫ができないか。</p>
	<p>(第2回)</p> <p>(1) 鈴鹿市は自動車産業をはじめとした第二次産業が主力である。一方、鈴鹿医療科学大学では、機能性食品（健康食品）や医薬品の開発などの研究を行っている。従って、「鈴鹿=ものづくり」だけに限定しないほうがよい。</p> <p>(2) これまでにも、各地域が地域の特性を活かした取組をしてきた。みえライフイノベーションプラットホームを整備することにより、更に地域産業の活性化、新たな商品開発等に期待する。</p>
	<p>(第3回)</p> <p>(1) M i e L I P 地域拠点 6 地域での事業は、今後この 6 地域以外で他に何か活動したいという動きが出てきた場合、または、その地域内で申請内容と異なるような事業をつけ加えたいとした場合は、変更できる可能性があるのか。</p> <p>(2) 医療の規制緩和やメディカルツーリズムのことが入ってくると思うがそこはどうか。</p> <p>(3) M i e L I P セントラル及び 6 つの地域拠点の主体者及び関係者によるそれぞれの今後の取り組み内容と方向性が宣言された。セントラルを中心にして 6 つの地域拠点が有機的に連携することにより、ライフケアイノベーションの更なる推進に取り組む。</p> <p>(4) 県は、総合特区のまとめ役として認識しており、推進に当たっては知事をトップに、体制をきっちり整えて取り組んで行く。</p>
	<p>(第4回)</p> <p>(1) 鳥羽市、尾鷲市から、総合特区支援利子補給金交付要綱別表にある対象事業項目第 4 号には、「新商品、新技術…（省略）、雇用機会の増大に資するもの」とあるが、地域の現状から、多人数を雇用することが困難で</p>

	<p>あり、1人からの雇用でも対象となるようにされたいと申し出があった。</p> <p>(2) 計画認定申請書の「3 特定地域活性化事業の名称」の文書冒頭部分の表現を指定申請当初の文面「画期的な医薬品等を創出するとともに、企業や研究機関の立地、県内への研究資金の投入、雇用の拡大等により」を「県民のQOLの改善と向上に資する画期的な医薬品や機能性食品、医療機器、福祉関連機器等の創出を可能にする関連企業や研究機関の県内への立地、研究資金の投入、企業や研究機関の立地、県内への研究資金の投入、雇用の拡大等により」とより具体的に記載したほうがよいのではないか。</p> <p>(3) 三重大学医学部附属病院には、すでに疫学センターを設置している。この疫学センターを、みえライフノベーションプラットホームの機能に加え活用していきたい。</p>
	<p>(第13回)</p> <p>平成29年度以降の新特区計画案に関する取組の方向性について議論を行い、事務局案について了承を得た。</p>
意見に対する対応	<p>(第14回)</p> <p>鈴鹿医療科学大学から、「別紙2-8 &lt;地域において講ずる措置&gt;」中、「3. 地方公共団体等における体制の強化」にかかる大学関係の項目について、同大学の本計画に関連する取組として、平成24年10月の社会連携研究センター設置と、平成26年4月の看護学部開設について、計画に記載されたいとの意見があった。</p> <p>(第23回)</p> <p>令和4年度以降の新特区計画策定に向けた考え方を示した新特区計画（概要版）案について議論を行い、事務局案について了承を得た。</p> <p>(第24回)</p> <p>令和4年度以降の新特区計画案について協議し、事務局案について了承を得た。</p>

	<p>て確認した。</p> <p>(2) みえライフイノベーションプラットホームを整備することにより、研究シーズから市販後調査まであらゆるプロセスで活用することができる。国内外の企業や研究者などが活用することで画期的な製品の創出、新産業の創出に寄与する地域をめざす。このことにより国内外からの企業や研究機関の立地、地域産業の創出や地域の活性化を図ことができ、産業振興に繋がるものとしている。意見を踏まえ、指定申請書に反映させた。</p> <p>(3) それぞれの地域のもつポтенシャルを活かして事業展開を考えている。また、地域内だけに留まらず県内外の事業者や研究者等と連携することにより更に事業を発展させていきたい。この意見を踏まえ、指定申請書に反映させた。</p> <p>(4) かねてから連携している中国、シンガポール、韓国、台湾、タイなどの東アジアを始め欧州等に働きかけ、みえライフイノベーションプラットホームを活用していただくように、この意見を踏まえ、指定申請書に反映させた。</p>
	<p>(第2回)</p> <p>(1) 鈴鹿医療科学大学は、保健衛生学部、医用工学部、鍼灸学部、薬学部からなる総合医療・福祉系大学である。その特性を活かし、三重大学、鈴鹿高等教育機関、行政、産業と連携することで、ものづくりのみならず医薬品や機能性食品などの分野にも取り組むこととし、この意見を踏まえ、指定申請書に反映させた。</p> <p>(2) この意見を踏まえ、指定申請書に反映させた。</p>
	<p>(第3回)</p> <p>(1) M i e L I P セントラルと 6 つの地域拠点を整備し、これを基に事業展開していくよう描いてあり、特定地域に限られるものではなく三重県全体を考えている。今後、計画の議論を進めるなかで、新たな提案があれば協議していただき計画の変更、追加をしていく。</p> <p>(2) 「みえメディカルバレー構想」は、産業振興計画が母体である。本総合特区においても産業系の規制緩和を提案しており、より産業が活動しやすく、よりよい商品を創出することを目指している。医療自体の規制緩和やメディカルツーリズムは対象外である。しかし、予防医学については重要であると考えており、健康増進プログラムなどは進めていきたい。統合型医療データベースの整備は、産業にも人にも有用であり、高度先端医療の提供や地域医療の推進にも資すると考えている。協議会構成員の共通の認</p>

	<p>識として確認した。</p> <p>(3) MieLIPセントラル及び6つの地域拠点の今後の取り組みとそれぞれの拠点が有機的な連携をすることを、協議会構成員の共通の認識として確認した。</p> <p>(4) 総合特区における県の役割について、協議会構成員の共通の認識として確認した。</p> <p>(第4回)</p> <p>(1) 幅広く対応できるように、国に要望していくこととする。</p> <p>(2) 申請書に具体的に記載することとした。</p> <p>(3) MieLIPセントラルの統合型医療情報データベースや研究コーディネート機能とリンクさせることで、疫学センターの機能を十分に發揮できるようにしていきたい。</p> <p>(第14回)</p> <p>鈴鹿医療科学大学の意見のとおり記載することとした。</p>
--	---